

監 内 第 5 1 号 令和 3 年 12 月 27 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

令和3年度第1回定期監査等の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年度第 1 回 定期監査等を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提 出します。

第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準(令和2年伊東市監査委員告示第2号)に基づいて実施した。

第2 監査の種類

施設監査

第3 監査の期間

令和3年10月11日から令和3年12月24日まで

第4 監査の対象

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの以下の施設等における財務に関する事務(施設設備等の維持管理事務を含む。)の執行及び経営に係る事業の管理

部	4	名			対象抗	拖設等		書類監査実施日 本監査実施日
健 康	福	祉	部	さ	<	6	園	令和 3 年 10 月 25 日 令和 3 年 11 月 8 日
教	育	:	部	八	幡 野	小 学	校	令和 3 年 10 月 25 日 令和 3 年 11 月 8 日
				旭	小	学	校	令和 3 年 10 月 26 日 令和 3 年 11 月 9 日
				南	中	学	校	令和 3 年 10 月 26 日 令和 3 年 11 月 9 日
				抽	田乡	力 稚	園	令和 3 年 10 月 25 日 令和 3 年 11 月 9 日
				富	士見	保育	園	令和 3 年 10 月 26 日 令和 3 年 11 月 8 日

第5 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 施設における安全管理は適正に行われているか。
- 5 施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 6 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第6 監査の主な実施内容

各施設に出向き、提出資料、諸帳簿等関係書類の内容分析、照合及び関係者からの 説明聴取を行い、監査対象とした事務事業が適正に執行されているか否か、また、施 設等の管理運営状況について確認を行った。

第7 監査の結果

今回監査をした範囲における事務事業は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

簡易な内容等は、監査過程での指摘にとどめるが、今後とも、的確な判断に基づき、

事務事業等が適正に執行されるよう望むものである。

監査結果の概要は、次のとおりである。

1 全般的な事項

- (1) 年次有給休暇、特別休暇その他の申請について記載誤り、訂正箇所に訂正印の押 印のないものが散見された。平成 30 年 4 月に配布された資料「各種休暇等の申請 及び取扱いについて」等に基づいた適切な処理に努められたい。
- (2) 施設の維持管理については、建物、設備、遊具等の経年劣化による不具合が多く、維持管理に多額の費用を要するため、限られた予算の中、職員等の協力により対応するなどの努力をされている。さらに、遊具、体育器具等については、業者点検とは別に職員による安全点検を学校、園ごとに定期的に実施するなど、事故防止にも努められている一方で、長年不具合を指摘されていながら修繕が進んでいないものも見受けられる。今後も、園児、児童、生徒の安全を第一に考え、重要性、安全性等を考慮し、財源については財政担当課と協議を行いながら、速やかな修繕等の対応を図られたい。
- (3) 防犯については、防犯教室の開催、登下校(登降園)時の保護者や職員による指導の実施、防犯カメラの設置及び不審者マニュアルに基づく職員の対応確認など、様々な防犯対策に取り組んでいる。また、不審者情報についても、メール配信及び文書等により保護者へ速やかに周知されるような体制づくりに努めている。今後も、常時監視できるモニター付きの防犯カメラを設置するなど、各施設に応じた安全対策を講じるとともに、子どもたちの安全、安心の確保に努められたい。
- 2 監査を実施した各施設に関する事項
 - ※ 各施設の経費については、人件費、報酬、賃金、報償費、旅費並びに負担金補助 及び交付金を除き記載してある。

さ く ら 園

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 昭和48年4月1日
 - イ 用地面積 585.92 ㎡
 - ウ 延べ床面積 287.35 ㎡ (園舎)
 - エ 構 造 木造一部鉄骨造 2 階建て
 - 才 竣工年月 平成2年3月29日
- (2) 令和 3 年 9 月 30 日現在のクラス数は 2 クラス、在籍園児数は 10 人(保育定員 20 人)で、職員数は 8 人(うち会計年度任用職員 4 人)である。
- (3) 本園に係る支出としては、さくら園管理運営事業774,153円(需用費468,186円、

役務費 118,539 円、委託料 126,250 円等) である。

(要望)

(4) 備品について

リフトテーブル、色画用紙入、冷蔵庫、ファックス兼用電話機及びツリーチャームの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(5) 防犯対策について

職員玄関の施錠に加え、職員室等に防犯ブザーを設置するなど、不審者の侵入に備えている。年1回実施される防犯教室は富士見保育園と合同で行うことで、子どもには身を守る方法を指導するほか、職員間での連携した対応に努めている。また、不審者情報については、メール配信や園内に貼り紙をするとともに、降園時に保護者に声掛けし、注意喚起や情報提供している。今後も、警察等とも連携し、園児の安全確保を図られたい。

(意見)

(6) 施設の維持管理について

平成2年の建設から30年以上が経過しており、施設の老朽化に伴い、多くの要修繕箇所を抱えている。また、障害を持つ子どもたちの保育の場としてはスペースにゆとりが感じられない。修繕については、軽微なものは職員で対応するなど、限られた予算の中で努力しているが、保育しながらの対応は困難と思われる。今後は、子育て支援課と連携し、職員による点検を実施するなど、修繕箇所の把握及び速やかな対応を行うための体制づくりに努めるとともに、施設については、学校や幼稚園の統廃合による空き施設の活用を視野に入れるなど、園児が安全で伸び伸びと過ごせる環境の確保について検討されたい。

八幡野小学校

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 明治6年6月1日
 - イ 用地面積 14,764 ㎡
 - ウ 延べ床面積 4,543 ㎡ (うち校舎 3,411 ㎡、体育館 1,036 ㎡)
 - エ 校 舎 (主な部分)
 - (ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て
 - (4) 竣工年月 昭和60年8月

(2) 令和 3 年 9 月 30 日現在の学級数は 13 学級(特別支援学級 1 学級を含む。)、児童数は 299 人で、職員数は県費負担の教職員 24 人(うち会計年度任用職員 2 人)及び市職員 13 人(うち会計年度任用職員 7 人)である。市会計年度任用職員には事務員、多人数学級等支援員、特別支援教育支援員及び特別介助員が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

					(十四:/()
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1学年	53	48	42	44	46
特別支援	1	0	2	0	0
2学年	59	51	48	43	44
特別支援	0	1	0	2	0
3学年	52	59	52	50	43
特別支援	1	0	1	0	2
4学年	65	47	60	51	50
特別支援	1	1	0	1	0
5学年	48	65	51	60	51
特別支援	0	1	1	1	2
6学年	56	48	67	50	61
特別支援	2	0	1	1	0
計	338	321	325	303	299

- ※ 児童数は、各年5月1日現在である。
- ※ 参考資料「伊東市の教育」
- ※ 特別支援は、特別支援学級である。
- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 7,402,280 円 (需用費 3,746,636 円、委託料 532,779 円、使用料及び賃借料 1,097,701 円、備品購入費 1,716,817 円等)、情報教育推進事業 873,318 円 (使用料及び賃借料等)、学校給食管理事業 37,660 円 (役務費等)、学校調理場運営事業 844,022 円 (需用費等) である。修繕料は 117,040 円で、主なものはスプリンクラー設備修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は709,775円である。

(4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	その他	計
令和3年	枚	643	0	643
4月1日現在	円	64,257	0	64,257
受け	枚	376	0	376
文门	円	27,000	0	27,000
払い	枚	154	0	154
JAV.	円	12,614	0	12,614
令和3年	枚	865	0	865
10月25日現在	円	78,643	0	78,643

(要望)

(5) 備品について

ビデオカメラ、ノートパソコン、身長計、戸棚及び顔認証 AI サーマルカメラの各

1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産 であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

- (6) 安全管理について
 - ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年1回の非破壊安全検 査及び年3回の定期保守点検を行うことになっている。
 - ・非破壊安全検査 令和3年4月28日実施
 - · 定期保守点検 令和3年9月7日実施

令和3年9月7日実施の定期保守点検では、23点の遊具及び体育器具を点検 し、9点に何らかの指摘があった。そのうち1点は使用禁止の判定を受けている。 指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

- イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年2回の法定点検を行うことになっている。令和3年8月4日の点検では、消火器具、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報器、誘導灯及び誘導標識並びに防排制御設備において不良の指摘が見られた。重要性を考慮し、速やかな対応に努められたい。
- ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年 6 回の法定点検を行うことになっている。令和 3 年 7 月 27 日の点検では、改修要請 4 件が出されている。専門業者に見積りの依頼を出しているとのことであるが、大きな事故につながることのないよう、速やかに対処されたい。
- エ 防犯対策については、校内各所に防犯カメラを設置し、来校者の確認をするなどの安全対策を講じているほか、不審者対応マニュアルに基づき、職員間で対応の確認を行うとともに、児童には防犯週間や防犯教室において不審者侵入時の行動について指導している。また、保護者への不審者情報については、メール配信及び文書により注意喚起並びに情報提供に努めている。今後も、より一層の防犯体制の充実を図ることで、児童が安心して学校生活を送ることができるよう安全確保に努められたい。

旭 小 学 校

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 昭和48年4月1日
 - イ 用地面積 28,900 ㎡
 - ウ 延べ床面積 7,009 ㎡ (うち校舎 6,138 ㎡、体育館 795 ㎡)
 - エ 校 舎 (主な部分)

- (ア) 構 造 鉄筋コンクリート造3階建て
- (4) 竣工年月 昭和48年5月
- (2) 令和 3 年 9 月 30 日現在の学級数は 7 学級、児童数は 167 人で、職員数は県費負担の教職員 14 人(うち会計年度任用職員 2 人)及び市職員 5 人(うち会計年度任用職員 4 人)である。市会計年度任用職員には、事務員、特別支援教育支援員及び多人数学級支援講師が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

					(
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1学年	29	36	17	29	32
2学年	30	30	36	20	29
3学年	28	28	26	36	18
4学年	41	28	28	28	36
5学年	40	41	26	30	27
6学年	38	40	41	27	29
計	206	203	174	170	171

- ※ 児童数は、各年5月1日現在である。
- ※ 参考資料「伊東市の教育」
- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 6,411,064 円 (需用費 3,018,786 円、使用料及び賃借料 1,159,066 円、備品購入費 1,575,530 円等)、情報教育推進事業 914,465 円 (使用料及び賃借料等)、学校給食センター運営事業 8,944,089 円 (需用費 4,886,199 円、委託料 3,909,122 円等)、生活環境向上対策事業 500,500 円 (役務費) である。修繕料は 1,034,409 円で、主なものはプール漏水修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は736,544円である。

(4) 教育総務課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適 正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	その他	計
令和3年	枚	948	0	948
4月1日現在	円	82,176	0	82,176
受け	枚	130	0	130
文门	円	9,880	0	9,880
払い	枚	67	0	67
JAV.	円	8,540	0	8,540
令和3年	枚	1,011	0	1,011
10月26日現在	円	83,516	0	83,516

(要望)

(5) 備品について

作業机、書類戸棚、足踏み式ディスペンサー、ライブラリーカレンダー及びインクジェットプリンターの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示 (伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今

後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。 (意見)

- (6) 安全管理について
 - ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年1回の非破壊安全検 査及び年3回の定期保守点検を行うことになっている。
 - · 非破壞安全檢查 令和 3 年 4 月 27 日実施
 - ·定期保守点検 令和3年9月6日実施

令和3年9月6日実施の定期保守点検では、20点の遊具及び体育器具を点検 し、11点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、常に安全に使用 できるよう速やかに対処されたい。

- イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年2回の法定点検を行うことになっている。令和3年8月17日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備において不良の指摘が見られた。安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。
- ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年6回の法定点検を行うことに なっている。令和3年7月8日の点検では、改修要請2件が出されている。専門 業者に見積りの依頼を出しているとのことであるが、大きな事故につながること のないよう速やかに対処されたい。
- エ 防犯対策については、児童には防犯訓練や防犯教室を実施することで不審者侵入時の行動について指導するとともに、教職員は警察署による防犯訓練を踏まえた不審者対応マニュアルの見直しを図るなど、防犯対策に取り組んでいる。さらに、PTA の協力の下、年間を通じて防犯パトロールを実施するなど、地域との連携もされている。また、不審者事案が発生した場合には、保護者へメール配信及び文書により注意喚起並びに情報提供に努めるとともに、教職員による地域パトロールを実施している。引き続き、地域や警察とも連携した安全対策を図り、児童が安心して登下校及び学校生活を送ることができるよう望むものである。

南 中 学 校

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 昭和22年4月1日
 - イ 用地面積 40,510 ㎡
 - ウ 延べ床面積 10,944 ㎡ (うち校舎 8,039 ㎡、体育館 2,700 ㎡)
 - エ 校 舎 (主な部分)
 - (ア) 構 造 鉄筋コンクリート造3階建て

- (4) 竣工年月 昭和53年3月
- (2) 令和 3 年 9 月 30 日現在の学級数は 23 学級(特別支援学級 6 学級を含む。)、生徒数は 581 人で、職員数は県費負担の教職員 43 人(うち会計年度任用職員 3 人)及び市会計年度任用職員 11 人である。市会計年度任用職員は、事務員、養護師、学校図書館司書、特別支援教育支援員、通級指導教室支援員、特別介助員及び用務員である。

生徒数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

					(1 1 1 2 4 7
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1学年	213	176	193	165	182
特別支援	6	7	6	16	11
2学年	186	211	176	197	164
特別支援	8	7	8	8	16
3学年	217	185	211	179	197
特別支援	7	8	8	9	9
計	637	594	602	574	579

- ※ 生徒数は、各年5月1日現在である。
- ※ 参考資料「伊東市の教育」
- ※ 特別支援は、特別支援学級である。
- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 11,283,191 円 (需用費 5,728,982 円、使用料及び賃借料 1,434,908 円、備品購入費 2,971,664 円等)、情報教育推進事業 392,258 円 (使用料及び賃借料等)、学校給食センター運営事業 30,257,616 円 (需用費 16,544,504 円、委託料 13,209,382 円等)、生活環境向上対策事業 77,000 円 (需用費) である。修繕料は 1,686,371 円で、主なものはプール機械室棟軒先修繕及び B 棟減水修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は 2,317,682 円である。

(4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	その他	計
令和3年	枚	1,569	25	42	1,636
4月1日現在	円	129,707	1,862	18,870	150,439
受け	枚	90	0	0	90
文门	円	23,520	0	0	23,520
払い	枚	239	0	10	249
14V ·	円	23,712	0	4,650	28,362
令和3年	枚	1,420	25	32	1,477
10月26日現在	円	129,515	1,862	14,220	145,597

(要望)

(5) 備品について

デジタルテレビ、文書用回転書架、プリンター、オージオメーター及び展示板の各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第22条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

- (6) 安全管理について
 - ア 施設内の体育器具等については、委託契約により年1回の非破壊安全検査及び 年3回の定期保守点検を行うことになっている。
 - ・非破壊安全検査 令和3年4月28日実施
 - ·定期保守点検 令和3年9月7日実施

令和3年9月7日実施の定期保守点検では、19点の体育器具等を点検し、12点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

- イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年2回の法定点検を行うことになっている。令和3年7月28日の点検では、消火器具、自動火災報知設備及び防火戸・防火ダンパー等連動設備において不良の指摘が見られた。安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。
- ウ 防犯対策については、不審者情報を職員間及び学区の小学校と情報共有し、保護者への連絡については文書及びメール配信による連絡体制を整えているほか、職員による青色パトロールの巡回を行っている。さらに、見守りについては、職員が定期的に登下校時に行うほか、PTAが交通安全を含めて登校時に行うことで、防犯、安全対策に取り組んでいる。また、進入路が一般道路と共有されているため、校地内に学校関係者以外の人の出入りが多いということであるが、進入路に境界を設ける等の対策を検討されたい。今後も、地域及び警察等とも連携し、防犯体制の充実並びに生徒の安全確保に努められたい。

吉 田 幼 稚 園

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 昭和47年4月11日
 - イ 用地面積 2,449 ㎡
 - ウ 延べ床面積 376 ㎡ (園舎)
 - エ 構 造 木造平屋建て

才 竣工年月 昭和63年3月

(2) 令和 3 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 27 人 (定員 90 人) で、職員数は 8 人 (うち会計年度任用職員 3 人) である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3歳児	17	8	9	10	5
4歳児	10	17	10	12	9
5歳児	22	11	17	10	13
計	49	36	36	32	27

- ※ 園児数は、各年5月1日現在である。
- ※ 参考資料「伊東市の教育」
- (3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 619,697 円 (需用費 208,440 円、委託料 160,710 円等)、生活環境向上対策事業 116,820 円 (需用費) である。修繕料は 116,820 円で、砂場の日除けシート設置修繕である。
- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適 正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	計
令和3年	枚	37	4	41
4月1日現在	円	2,404	200	2,604
受け	枚	17	0	17
文门	円	760	0	760
払い	枚	3	0	3
JAV.	円	140	0	140
令和3年	枚	51	4	55
10月25日現在	円	3,024	200	3,224

(要望)

(5) 備品について

メルヘンジュニア座卓、教材整理棚、コピー機、掃除機及び傘立ての各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

- ア 施設内の遊具については、委託契約により年1回の非破壊安全検査及び年5回 の定期保守点検を行うことになっている。
 - · 非破壊安全検査 令和 3 年 4 月 21 日実施
 - ・定期保守点検 令和3年6月30日、令和3年8月31日実施 令和3年8月31日実施の定期保守点検では、15点の遊具を点検し、11点に何

らかの指摘があった。ブランコについては修繕が完了しているが、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

イ 防犯対策については、登園後から降園時間まで門扉を閉め、不審者の侵入防止を図っている。また、警察署による防犯教室での模擬体験、防犯対策マニュアル等に基づき、実施日時の告知の有無を設けるなど、侵入者を想定した防犯訓練を行うことで、身を守る方法を指導している。不審者情報の保護者への連絡についてはメール配信による連絡体制を整えている。今後も、常時監視できるモニター付きの防犯カメラを増設し、職員室からの死角をなくすなど、防犯体制の充実強化及び園児の安全確保に努められたい。

(意見)

(7) 預かり保育について

令和3年度の園児数は、定数90人に対し27人であり、年々園児数が減少している。園児数が減少傾向にある一因として、教育時間が短いことが挙げられるが、預かり保育を行うことによって、共働きの家庭に幼稚園、保育園との選択肢が広がり、園児数の増加にもつながると思われる。預かり保育の実施のためには、教育場所の確保や人員配置が課題となると推察されるが、保護者のニーズに沿うとともに、園児数の増加を図る観点からも、安心して子育てができる環境をより良くするため、預かり保育を実施できるよう望むものである。

富士見保育園

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。
 - ア 開設年月日 昭和34年6月1日
 - イ 用地面積 3,615.33 ㎡
 - ウ 延べ床面積 682.17 ㎡ (園舎)
 - エ 構 造 木造平屋建て
 - 才 竣工年月日 平成元年3月8日
- (2) 令和 3 年 9 月 30 日現在のクラス数は 5 クラス、在籍園児数は 95 人(保育定員 120 人)で、職員数は 28 人(うち会計年度任用職員 9 人)である。 園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

					(1 1 1 2 1) ()
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	11	7	13	14	13
2歳児	21	16	15	16	16
3歳児	21	23	20	22	22
4歳児	22	21	23	23	22
5歳児	19	25	23	23	23
計	94	92	94	98	96

- ※ 園児数は、各年5月1日現在である。
- ※ 参考資料「伊東市の教育」
- (3) 本園に係る支出としては、市立保育園管理運営事業 5,756,075 円 (需用費4,110,114 円、備品購入費1,038,375 円等)、生活環境向上対策事業 807,346 円 (需用費510,346 円、役務費297,000 円)である。修繕料は510,346 円で、主なものは駐車場コンクリート舗装修繕である。

(要望)

(4) 備品について

事務用チェア、紙芝居ケース、パッケージエアコン、複合機及びテレビの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(5) 安全管理について

- ア 施設内の遊具については、委託契約により年1回の非破壊安全検査及び年2回 の定期保守点検を行うことになっている。
 - ·非破壊安全検査 令和 3 年 6 月 30 日実施

令和3年6月30日実施の非破壊安全検査では、11点の遊具を点検し4点に何らかの指摘があった。ブランコ及び鉄棒の一部については修繕しているが、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

- イ 防犯対策については、職員入口・各クラスの入口の施錠及び防犯ブザー等の設置並びに職員による防犯カメラの確認を常時行っている。また、警察署による防犯教室を行うことで、身を守る方法を指導している。不審者事案の保護者への連絡については、各クラスに貼り紙をすることで周知している。不審者情報については、必要に応じてメール配信を検討されるとともに、今後も、警察等とも連携し、防犯体制の充実及び園児の安全確保に努められたい。
- ウ 虐待防止対策については、一日を通して園児の様子を観察し、傷、アザ等を着 替え時に視認している。気が付いた点は保護者に確認を行い、担任が園長、副園

長に報告し、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は関係課担当職員と相談している。今後も、虐待を発生させることのないよう、関係部局と連携をとり、 園児に対するきめ細かな観察を継続されたい。

以上